

別紙

令和 7 年度空き家利活用普及促進業務 仕様書（企画提案用）

1 業務名

令和 7 年度空き家利活用普及促進業務

2 業務目的

本業務は、徳島県と Airbnb Japan（株）の協定に基づく令和 7 年 1 月 8 日に美波町で行われる空き家活用セミナーの様子を撮影・編集し、高品質な動画コンテンツを制作することを目的とします。作成された動画は、当日参加できなかった方々にもセミナー内容を広く周知し、空き家の民泊活用による地域活性化の可能性を伝えるための重要な広報ツールとして活用します。

本業務を通じて、県内の空き家問題解決と新たな経済機会創出に関する理解を促進し、民泊事業への参入を検討する方々への支援を強化します。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 3 0 日（金）まで

4 委託料上限額

金 700,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務概要

受託者は、上記 2 の目的を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務を企画提案し、実施すること。

(1) 撮影計画

- ア. セミナー当日の様子を効果的に収録するための撮影計画を立案し実施すること。
- イ. セミナー内容（講演、質疑応答、会場の様子等）が適切に視聴者に伝わること。

(2) 編集・制作方針

- ア. 動画の長さは、様々な広報媒体での活用を想定し、適切な尺・形式での動画を制作すること
- イ. 収録素材をもとに、セミナーの趣旨や空き家活用による地域活性化の可能性が伝わる、動画コンテンツへ編集すること。

ウ. 視聴者の理解促進に効果的な、編集手法を用いること。

(3) その他

上記以外に、本県において利活用普及促進業務につながる取組について、十分に検討・企画提案・実施すること。

6 成果物の納入

(1) 業務完了報告書 電子データ（電磁的記録媒体は任意）

※業務実績報告書（活動記録等）を含む。

(2) その他 当センターが業務の確認に必要と認める書類及び写真等

(3) 納入場所 「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター

〒771-0134 徳島県徳島市川内町平石住吉 209-5

電 話 088-666-3124 ファクシミリ 088-666-3126

7 特記事項

(1) 業務内容等は、公社及び連携先等と十分協議しながら進めること。

(2) 業務の実施に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、公社がその損害を当センターの責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は公社もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、公社の許可を得た場合はこの限りではない。

(4) 成果物に係る著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て公社に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、全て公社に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを公使しないこと。

(5) 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。

(6) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。

(7) 公社が行う成果物の二次使用・再編集等について、公社の判断で行うことができるものとする。

(8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて公社と協議の上、決定する。